

## 教育委員会 平成21年度8月定例会会議録

平成21年8月19日（水）鎌倉市役所 402会議室

9：30開会、11：40閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、藤原委員、熊代教育長

傍聴者 2人

（会議経過）

### 仲村委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより8月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を林委員に願います。

### <日程第1 報告事項>

### 仲村委員長

日程第1 報告事項に入る。

#### 1 課長報告

##### (1) かまくら教育プラン 平成20年度の取組状況について

#### 教育総務部次長兼教育総務課長

平成20年度の取組状況のまとめ方についてであるが、平成19年度の取組状況と同様に5つの基本方針に基づく17の目標に対し、具体的にどのような取組を行ったか、各学校、教育委員会及び市長部局の関係課等に照会を行い、その結果をまとめた。

次に掲載内容について説明する。1ページの基本方針1、目標の1-1「子どもたちが教師や友人との信頼関係を築き、楽しく元気ある学校生活を送れるよう取り組みを進めます。」を例に説明させていただく。「小・中学校における主な取組」については、昨年と同様に市立の小・中学校の75%以上が取り組んだものを主な取組として掲載している。

2ページの「小・中学校におけるそのほかの取組」であるが、これは市立小・中学校全校での取組率が75%に満たないものを、そのほかの取組として掲載している。次に3ページに移り「市や関係機関における取組」は、教育委員会事務局や市長部局の各課等の取組で、児童生徒を対象に実施した事業などを掲載している。

5ページの「小・中学校におけるそのほかの取組」の一番下の欄に「中学校3年生が救急救命講習会を受講し、救命技能を身につけました。」には星印が付いている。このように星印がついている取組は、今回新たに掲載した取組である。次に（再掲）と付記されている取組は、2つ以上の目標に該当する取組である。例として、13ページの目標2-2の「小・中学校における主な取組」の一番上、「少人数指導」の項目には（再掲）と付記されている。

10ページの目標2-1の「小・中学校における主な取組」として一番上にあるように「少人数指導」が掲載されていることから、13ページでは(再掲)と付記しているものである。なお、それぞれの取組に対する成果と課題については、昨年と同様のかたちで掲載している。

ページを戻り、2ページには1ページの目標の1-1の取組に対する成果が記載されている。成果の4つ目の「相談体制が整備され、家庭や地域・市・外部機関との連携が図られています。全職員が児童生徒への理解を深め、チームによる支援体制が確立しています。」これは前回課題として、「相談体制は整備されつつありますが、家庭や地域・市・外部機関との連携など、更に工夫が必要です。また、日常における相談活動の充実を図る必要があります。」と昨年度挙げられたものだが、ケース会議の充実、あるいは児童相談所との連携強化など、児童生徒への支援のための取組が行われた結果、課題の解決が図られ、今回成果に結びついたものである。

9ページに掲載されている目標1-3の成果、この3つ目に「地域行事やボランティア活動に多くの児童生徒が参加し、地域でのふれあいが広がっています。」などについては、今回新しく成果として挙げられたものである。

課題については、13ページの目標2-2「学習に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し、自ら学ぶ気持ちをはぐくみます。」の課題として、14ページに掲載してある。この課題の1番下3つ目になるが、「言語活動を積極的に授業に取り入れ充実を図るなど、新学習指導要領による教育課程の実施に向けて具体的な取組を進める必要があります。」と記載されているように、小学校は承知のとおり平成23年度から、中学校は平成24年度から予定されている新学習指導要領の全面的な実施に向けての問題を新たな課題として挙げているところである。また、それぞれの目標に対する課題の多くは、単年度で解消することが難しいため、継続して課題として掲載されているのが現状だが、今後とも各学校においては、課題の解消に向けて積極的な取組を行っていくというように考えている。また教育委員会においても、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えている。

## (2) 平成22年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童・生徒及び学級数の推計について

### 学務課課長代理

平成22年度の鎌倉市立小学校の普通学級の児童数は、7,950人、学級数は241学級、特別支援学級は82人・17学級で、合計8,032人・258学級と推計した。平成21年の5月1日現在と比較すると、児童数は135人の増加、40人学級編成の場合の学級数同士での比較では5学級の増加となる。平成21年5月1日を参考までに言うと、普通学級が、7,822人・236学級、実学級数は254である。特別支援学級は、75人・17学級、合計7,897人・253学級、実学級271である。

次に、市立中学校の普通学級の生徒数は、2,976人、学級数は86学級。特別支援学級は33人・8学級で、合計3,009人・94学級と推計した。平成21年の5月1日現在と比較すると、生徒数は37人の減少、学級数は4学級の減少となる。平成21年5月1日の数を言うと、普通学級が3,011人・88学級。特別支援学級は、35人・10学級、合計3,046人・98学級である。各小・中学校の児童生徒数、学級数については、手元の資料のとおりである。

### (3) 教職員の学校敷地内駐車について

#### 学務課課長代理

これまで本市においては、学校勤務職員の小・中学校敷地内への通勤用自動車の駐車について特段の規定を設けておらず、その取扱いが不明瞭であったことから、平成18年度から校長・教頭・教職員代表者と協議を重ねてきたが、この度協議が整ったことから、「鎌倉市立小中学校敷地内駐車に関する要領」を定め、本年10月から適用し、今後この要領にのっとして対応していくこととしたので、その概要を報告する。資料として添付している「鎌倉市立小中学校敷地内駐車に関する要領」を参照ください。まず、第2条では、学校勤務職員の小・中学校敷地内への通勤用自動車の駐車については原則禁止とする。ただし、県費負担教職員等にあつては、やむを得ない場合には市内出張等の際の自家用車使用が認められていることなどを勘案し、学校長が特に認めた場合は学校勤務職員は敷地内の状況から教育活動に特段の支障をきたさない区域に駐車することができる、いわゆる目的外使用としての使用という位置付けで駐車を許可できることとする。

使用料は第4条のとおり、1台当たり11.5平方メートルの使用面積に本市、行政財産の目的外使用条例の算出基準に適用した料金を徴収することとする。その他、申請手続、許可条件等は要領のとおりである。なお、学校勤務職員から徴収した目的外使用料は、学校教育費としての財源とすることで関係課と調整が進んでいる。

### (4) 「平成20年度児童生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市におけるいじめ及び不登校の状況について

#### 教育指導課長

文部科学省が実施した「平成20年度児童生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から本市におけるいじめ及び不登校の状況について報告する。まずいじめの状況について説明する。10ページの1「いじめの発生学校数、発生件数」を御覧ください。いじめを認知した学校数及び認知件数は、小学校5校19件、中学校5校14件であった。前年度に比べ小学校では5校4件の減、中学校では学校数は同数だが14件の減となっている。いじめについては、平成18年に社会問題化し、本市においても早期発見早期対応に努めてきた。その取組の成果が出るかたちで平成19年度、20年度と減少している。

次に3「いじめの現在の状況」についてだが、これは調査日である平成21年3月31日現在の状況で、小学校・中学校のいじめの解消率をみることができる。この集計結果から小学校・中学校のいじめの解消率は、それぞれ57.9%及び64.3%だが、一定の解消が図られたものを含めると小学校が94.7%、中学校が92.9%になり、ほとんどが解消もしくは一定の解消が図られたという結果になっている。今後も再発防止や継続して見守っていくよう校長会でも依頼した。

4「いじめの発見のきっかけ」、5「いじめの態様」については参考資料として御覧ください。次に11ページの6「いじめの対応状況」についてだが、この調査では、いじめる児童生徒への対応、いじめられた児童生徒への対応、その他の3項目について集計した。まず、いじめる児童生徒への対応については、具体的な対応として小・中合わせて「学級担任や他

の教職員が指導」が最も多く、次いで「学級担任や他の教職員が状況を聞く」「保護者への報告」「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」となっている。次に12ページ、「いじめられた児童生徒への対応」については、具体的な対応として小・中合わせて「学級担任や他の教職員が状況を聞く」が最も多く、次いで「学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う」「養護教諭が状況を聞く」「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施」となっている。次に「その他」の学校におけるいじめの問題に対する対応としては、「学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導」が最も多く、「当該いじめについて、被害、加害双方の児童生徒同士の話し合いを実施」となっている。

最後に13ページの7「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」については、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。」「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。」「職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。」が多くなっている。本市においては、各学校においていじめの問題への取組について、教員一人一人、より一層の点検を行うことにより校内指導体制の充実、強化を図ること、また命の大切さについて引き続き指導する等、いじめの早期発見、早期対応に努め、いじめを許さない学校づくりに向けて取り組んできた。また、引き続き今年度においても、教育委員会として鎌倉市学校教育指導の重点に、一番の重点目標として「安全で安心して学び、生活できる学校づくり」を取り上げ、児童生徒が安心して学び、生活できる、安全な学校作りを学校とともに進めている。

続いて、不登校の状況について説明する。14ページの1は全国・神奈川県・鎌倉市の小・中学校における不登校の実数について、過去5年間の推移を表している。なお、病気以外で年間30日以上欠席を不登校としており、また全国の数値には、国立、私立の人数も含まれている。2は100人当たり占める不登校児童生徒の出現率の推移を表しており、3はそれをグラフにしたものである。出現率で見ると、本市の不登校は小・中学校ともに全国平均より多いということになり、全国・神奈川県ともに平成19年度から平成20年度にかけて減少しているのだが、本市においては平成19年度は平成18年度に比べて、小・中学校ともにわずかに減少したが、平成20年度については、再び小・中学校ともに増加している。16ページの4「不登校となったきっかけと考えられる状況」、5「不登校状態が継続している理由」、6「不登校児童生徒の相談・指導を受けた機関等」についても併せて御覧ください。このような相談・指導の結果、不登校として挙がっている児童生徒のおよそ3分の1、140人中49人が不登校を脱し登校できるようになったという報告を受けている。平成20年度、小・中合わせて140人の不登校児童生徒の内49人、割合で言うと35%ということになる。不登校児童生徒の相談・指導等については、学校・教育センター・外部機関等が連携してさまざまなケアをしているが、まずは不登校を出さない指導体制を更に推進していくことが大切だと考える。わかる授業、楽しい授業を創造し、一人一人を大切にして自己の存在を確認できる場を設定し、より良い人間関係づくりとコミュニケーション能力の育成を図ることにより、児童生徒が行きたくなるような学校づくりに継続かつ重点的に取り組んでいきたいと思う。また、児童生徒の欠席の状況把握や教育相談体制の充実、校内委員会や児童指導、生徒指導委員会によるチームによる支援体制を充実することによって、不登校になりそうな児童生徒の早期発見、早期対応に努めていきたいと思う。更に本市においても小学校から中学校へ進学して、急激に不登校が増加する、いわゆる中1ギャップが顕

著であり、その解消のために各中学校ブロックによる小・中連携を更に推進していきたいと思う。今後もより良い人間関係づくりに努め、いじめや不登校など、児童生徒の問題行動に対する事前防止並びに支援体制の充実を図り楽しい学校作りに取り組んでいく。

## 質問・意見

(「かまくら教育プラン 平成20年度の取組状況について」)

### 林委員

取組率だが、取り組んだというのはどのようなかたちで判定しているのか、基準を教えてください。

### 教育総務部次長兼教育総務課長

各学校に平成20年度取組状況ということで照会し、各学校からこのような事業について取り組んでいると報告をいただき、その結果を集計した率が全校で75%以上の取組率があるものを主な取組として書いてある。それぞれのページに書いてあるように、例えば1ページの「校内における教育相談」については、取組率100%ということで小・中学校全校で実施しているということである。

### 林委員

ここに書いてある取組内容等については、この内容で質問をして、それに対する回答がイエスだったものを集計している、そういう理解でよろしいか。

### 教育総務部次長兼教育総務課長

16年度から引き続いてやっているもので、昨年掲載した項目についてはおおむね各学校で出してきた。新たな取組についても、各学校で取り組んできている。こちらの方から、この項目ということで項目を出し、それに対する取組率と言うよりは、各学校の申し出に基づいて、今申し上げたように、例えば「校内における教育相談」であったら各学校でやっているということで回答があったものである。

### 藤原委員

かまくら教育プラン取組状況の目次を作っていたかと思う。それと、全体を拝見して2つのことに気付いたのだが、鎌倉の子どもたちは、全国学力テストや県のテストも実施しており、これが項目に入っていない。全国学力テストを実施した結果から、どのような課題を見つけ、どのように解決策に取り組んできたかということまで検証していかなければいけないので、是非、取組状況の中に加えていただきたい。

それからもう一つは鎌倉検定があるが、それに参加して検定に合格しているお子さんもいらっしゃると思う。市や関係機関における取組の中にこれも明記したらいかがだろうかと感じた。

それから、5ページの「学区内自治会と新一年生保護者との地域懇談会を開催し、地域と

保護者の情報交換を行いました。」ということが4%となっているが、私の子どもが小学校1年の時に、やはりその地域との繋がりも段々薄くなってきて、そして地域の方にどのような方がいらっしゃるかも分からない状況だった。やはりこういう取組というのはとても貴重だと思う。今後、各学校でこういうのも続けていったらと思う。

もう一つ、14ページの「総合的な学習の時間、道徳、各教科にキャリア発達の視点を加え、講演会や職場体験などキャリア教育を推進しています。」について質問なのだが、中学生はキャリア教育はやっていたと思う。その取組状況は小・中合わせて12%程度なのか。そこを説明いただきたい。

### 教育総務部次長

職場体験等を含めたものについては全中学校で取り組んでいるのだが、道徳や各教科の中にどう取り入れ、キャリア教育という大きな視点で学校全体が学校の教育課程の中に取り入れていくかという部分で取り組んだ学校はまだ少ない。総合的な学習の時間の中の職場体験学習というほとんどの中学校で実施している。

### 藤原委員

地域を知るとか、子どもたちが積極的に自立に向かって社会参加をしていくとかいう項目には入っていないのか。例えば中学生にとって、職業体験や就業体験というのはとても大事なことだと思う。これを各学校で取り組んでいるというのは、教科の中で取り組んでいるので改めて書き出すことはないということなのか。项目的に地域を知るとか、地域の行事に参加するというよりも、子どもたちが積極的に学校で学習に取り組むという、そういう中に入れてもいいと思ったのだが、どうか。キャリア教育というのはとても大事な位置付けだと思う。実施状況の中のどこかの項目に入るのではないかと思うが、それは特段入れなくてもいいということで解釈をしているのか。

### 教育指導課長

キャリア教育、あるいはキャリアを目指す視点でということについては、最近の傾向としてニートの問題、あるいはフリーターが増えているということで、文部科学省及び県の教育委員会でも指導の重点項目に入れているところである。この教育プランが策定された16年度以降にそのようなかたちで新たな今日的課題が次々に生まれていて、どこに入れていくのかというのは、今後また検討していかなければいけない部分だが、今、各学校でキャリア教育というかたち、就労観だとか働く意欲、生きる意欲というようなものを総合的な学習の時間の中で取り扱っている学校が多いのでこの項目に入ってきた。今後更に総合的な学習の時間というのを広げて、キャリア教育というのを重点的に取り組むような課題にしていければと思っている。本市の場合、地域との連携の教育というのはかなり各学校、特徴的に行っているところで、これは後ろの方に出ているので、キャリア教育とは分けて考えていきたい。

### 林委員

12%ということは小・中学校で25校あるうちの3校だけしか取り組んでいないということだと思うのだが、中学校9校中3校しか取り組んでいないというのは、何か原因がある

のか。

### 教育指導課長

先ほど説明にもあったように、これは新規として今回掲載されている。毎年度このようなかたちで報告をしていく時に、新規の取組というのを各学校から挙げてもらう。そして、このような取組を他の学校でもしている場合は、追加で報告するというかたちで6月から7月にかけて再度学校に流すのだが、そこがまだ徹底されていない部分である。それから先ほどあったとおり、キャリア教育の視点でということにこだわってしまうと、全部の学校で職業体験等も含めてキャリア教育というようにすれば、全部マルが付いてくるはずなのだが、キャリア教育というような新たな言葉に注目してしまうとマルが付いてこないという状況なので、集計の仕方の問題だと思う。

### 林委員

今の件は理解できた。別件だが、4ページの一番上、「登下校の見守り」というところだが、取組率96%ということなので、先ほどの考え方でいけば1校だけできていないということだが、その1校に対してどのような指示や指導等をしているのかお聞きしたい。

### 教育指導課長

こちらについても申し訳ないのだが、詳細にこの1校に対しての聞き取りだとかしていない部分がありうるので今後していくが、この表現だとPTA未組織でもということでは本来はしているはずだ。この学校がPTA未組織ということでこのような報告になっているのかと思う。早急に調査したい。

### 仲村委員長

それに関連して、未組織の学校は1校だけ、富士塚小学校か。なぜそこは組織されていないのか。PTA組織は作るというのが原則かと。

### 藤原委員

原則ではない。

### 仲村委員長

なくてもいいのか。保護者会とPTAは二本立てなのか。

### 教育総務部次長

PTAという組織として、保護者と学校の先生方がともに役割を持ちながら学校の中に作って活動していこうという組織と、そこまで作らないで学校の中で保護者会、地域の校外的な活動や学級の活動だけで終わりにしよう、今まで多くの学校が取り組んでいるPTAという組織は作らなくても活動ができるのではないかとということで、保護者会というなかたちで学級の委員さん、あるいは校外の活動をしている方、そのような代表の方だけを決めて活動していて、鎌倉市のPTAの組織に加入していない地区・学校もある。比較的新しい学校

もそういう組織がない学校もあるし、歴史の古い学校でもPTAという組織を作っておらず、保護者の方だけの活動会を作って学校の中で活動されているところもある。全部の学校がPTAという組織を作って活動しているという訳ではない。

#### 仲村委員長

分かった。この4ページで登下校の見守りをPTAが中心になってやるところと、地域がやっているところは100%。要するに安全性が守ればいいわけである。PTAがやってくれるところと、地域がやってくれるところ、そのどちらでもいいのではないか。安全性を確保するという意味では良いのではないかという気もするがどうなのか。

#### 教育総務部次長

PTA未組織の学校でもと書いてあるのは、先ほど話したように、学級の代表の方や校外地区の代表の方ぐらいは決めておきましょうという学校もある。保護者会が中心になって登下校の見守りをしている学校についてもこのPTAの活動というようなところで集計しているということなので、そういう保護者を中心に登下校の見守りをしているのか、あるいは地域の方も含めて一緒に見守りをしているのか、両方の面から調査をしているということである。

#### 仲村委員長

簡単に言えば実質100%登下校の見守りしているということだ。

#### 教育総務部長

この学校での取組状況のパーセンテージの話なのだが、我々の聞き方、あるいは答える側の解釈によって若干回答の有無もずれていると思う。私はこれが必ずしも100%でなければいけないのではないのかという決してそうでなくてもいいというような感じは持っている。学校・地域それぞれの特徴によって、できる部分とできない部分が当然ある。こっちはやっていないけれどもあっちの方はやっているという考え方もある。先ほどあった4%しかないという話もあったが、あるいは12%しかないという取組もある。逆に少ないパーセンテージの新たに出てきた取組状況などを各学校に見ていただく。あるいは内容をもう少し細かくやっている学校等に聞いてもらい、取組の相談、あるいは良いことなので取り組んでいくのだということに対しては、来年度以降又は今年度以降、更に進めてもらいパーセンテージを上げてもらう。先ほど言ったとおり100%でなくてもできる部分については、どんどん取り入れてもらう、または参考にしてもらうための資料だということかたちでのパーセンテージであると理解いただきたいと思う。

#### 林委員

ヒアリングの仕方もあるとは思うが、例えば学校ホームページは、確かに100%公開はされているが、活動の様子というのが各学校あるが、そこが工事中というかたちで何も情報が発信されてない学校もある。果たして本当に、ホームページの情報提供を行っていると言えるのかどうかということも基準があると思う。できれば活動の様子を含めて、特に中学校で

あれば、今後、小学校から進学される方々も多分興味関心がある部分だと思う。ただ情報提供、ホームページがあるということだけを確認するのではなく、その記載内容も含めて、例えばヒアリングする時はどこまでできているのかということも基準として持つておくべきではないかと私は思っている。これについても是非、指導というか基準を学校側に提供してあげるとい位置付けも必要なのではないかと私は考えている。

### 藤原委員

先ほどの安全面についてだが、9ページの課題の一番下の「来校者の把握について課題があります」というのは、これは具合的にはどういうことか。先ほどの富士塚小学校でも保護者の方はネームプレートを付けて、すごく安全面に対してはきっちりなさっているという印象を受けるのだが、具体的にどういうことがあるのか。

### 教育指導課長

開かれた学校づくりということで、現在すべての学校でさまざまな外部指導者というかたちで、例えば、総合的な学習の時間のゲストティーチャー、学習支援をしていただく学生さん、あるいは保護者の方、地域の方、英語活動のサポーターの方など非常に多くの外部の方に入っている。学校の先生よりも、もしかしたら外部のそういったボランティアも含めて指導者が多くなってきている。そうすると来校者・外部指導者ということで把握に課題がある。かなり多くの方にたくさん入っていただいて、ネームタグ等付けるのだが、それでは掌握しきれない部分がある。受付を通らずに教室に行ってしまうと混乱するということもあるので、この方はきちんと学校から依頼をして外部指導者として入っている方なのだとすることを全教員、あるいはガードマンも含めて掌握するような体制というのが課題だということを書かせていただいている。

(「平成22年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童生徒及び学級数の推計について」)

### 仲村委員長

単純に平均すると1学級何名になるのか。

### 学務課課長代理

小学校の1年生・2年生では35人を超えた場合には、鎌倉市では1クラス増やすことにしている。全国的には40人を超えた段階で学級が1つ増える。40人だと1学級、41人だと2学級になる。鎌倉市では、小学校の1年生・2年生では35人で対応している。全学年が同じ人数でやっていない。平均してという数字がどの程度かは、今計算している。

### 仲村委員長

要するに、少人数学級というと35人以内か。

### 学務課課長代理

小学校1年生・2年生は、35人を超えた場合に学級が1つ増える。

### 仲村委員長

そうすると必然的に少人数になる訳か。鎌倉市はずいぶん少人数学級が多いのではないか、どうか。少人数学級、少人数学級と言わなくても、実質的に少人数学級になっているのではないかということを知った。

### 学務課課長代理

最初の質問の件だが、単純に計算して小学校が平均32.9人である。中学校が34.2人である。

### 仲村委員長

小・中合わせて全学級少人数学級では、全国の模範的な学校体制であるということではないのか。今のは感想。

### 林委員

学区の編成もあると思うのだが、例えば平成21年の小学校6年生の人数と、来年中学校の22年の入学数を見比べて、私立の学校に受験で進学される方もいらっしゃると思う。そのへんの統計数字等は把握しているのかどうかをお聞きしたい。

### 学務課課長代理

少々お待ちください。

### 仲村委員長

この間の京都の教育フォーラムに我々は参加したのだが、京都で中学校から私立高校へ行くのは10%ぐらいという話だった。小学校から私立中学校に行く人もいるだろうが、私立にどれぐらい公立から流れていくのか。

### 学務課課長代理

平成21年度の進学率と過去のデータを基に計算し、小学校を卒業して中学校に行く進学率を0.73という少ないかたちで推計している。

### 仲村委員長

端的に言うと、小学校から私立中学校に行くのは1%以下か。

### 林委員

27%ということだ。0.73ですから。

### 仲村委員長

4分の1強が私立に行くということか。27%が公立中学に行かないで私立に行くのは。

### 学務課課長代理

これは6年生の数に現在私学にいるお子さんの数も合わせて名簿搭載者数ということになっている。例えば私学の6年生のお子さんも含めた数である。

### 仲村委員長

林委員の質問を私なりに解釈すると、鎌倉市立の小学生が私立の中学校に行く人はどのくらいいるのかということだと思うのだが。

### 学務課課長代理

小学校から私学に行っているお子さんも合わせて、市内の市立の中学に行くのは73%ということであるので、おっしゃったように27%のお子さんは私学に行くということである。先ほど申し上げたとおり、小学校から引き続き私学に行くお子さんも含めてある。

### 林委員

聞き方が悪かった。平成21年の小学校6年生の人数が1,226人、中学校の22年の推計が中学校1年生で989人が進むという予測で考えると、これは進学率が80%ということになると思うので、20%が私立の方へ流出しているということだと思う。この理解でよろしいか。

### 学務課課長代理

今の質問の答えにかかわることだが、中学1年生の推計の仕方について説明させていただく。平成21年5月1日現在の住民基本台帳の11歳児、平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれだが、学校別人数を把握して、平成20年12月1日現在の就学予定者名簿登載者数から、平成21年5月1日の普通学級入学者実数により、平成21年度公立中学校への進学率を求め、先ほど申し上げた、11歳児の学校別人数に乗じて推計している。この公立学校進学率は過去5年間の平均として実施している。

### 仲村委員長

鎌倉市立の小学校から私立の小学校に行くのが27%だとすると、20%という計算はちょっと食い違っているのではないか、もう少し学級が減るのではないかというようなことだと思う。20%というのは、そこから27%に計算するかによって違ってくる。

### 教育総務部長

私学に行っている子も含めて27%が私学に行く、市内にいる6年生の子どもが今度中学に上がる時には、今私学に行っている6年生も含めて、27%の子どもが私学の中学に行くという答だったと思う。今のこの推計については林委員からの質問のとおりだと思う。ここ5年間の推計で約2割が私学に行ってしまうだろうということで、1,226人から2割を減じて980何人というのが市立の中学に行くと、そういうような推計でやっているという理解している。

## 林委員

この推計と結果、進学された人数との「差」というのはどのくらい出るものなのか。年によってばらつきが出るのは仕方ないが。

## 学務課課長代理

昨年度の例でいうと、推計と実際の数との差は20人ということになっている。20人減っている。

## 林委員

中学校の方の情報等がちゃんと発信できないのもあって20%ぐらい流出してしまっているのかと仮説だが考えられると思う。情報の提供も含めてしっかりすること。あと、小・中の連携等についてもいろいろと今後検討の課題になると思うのだが、義務教育9年間でどう考えるのか、この20%という流出数字が、果たして本当に受け入れられる数字なのかどうかも含めて、今後議論が必要なのではないかと考えている。先ほど委員長からも話があったように、他市における流出の率、地域性もあると思うが、こういったものも含めて鎌倉としてどう考えていくのかというのも、今後、是非考えていくべきテーマだと思っている。それも今後の課題としていただきたいと思います。

(「教職員の学校敷地内駐車について」)

## 林委員

6ページ、使用料の第4条というところだが、目的外使用料条例が昭和39年に決められているようだが、これはあまりに古いのではないかと思う。39年に決められた率でこれを定めているという理解でよろしいのか。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

この39年10月というのは、条例が制定された年を表示している。それ以後必要に応じて改定してあるので、今、委員のおっしゃった目的外使用料については直近の現状に合うようなかたちでその都度見直しをしている。市で目的外使用料条例の料金を徴収する最新の規制になっているという理解でよろしいと思う。

## 林委員

月額使用料について近隣の民間と比較する必要もあるかもしれないが、かなり安いというイメージがある。これを上げることによる弊害というのはどんなことがあるのかお聞きしたい。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

行政財産の目的外使用料で、例えば、市の固有財産を目的外使用して料金を徴収するというときに、例えば東京電力の電柱を校内に立てるなど本来の目的以外で何かお貸しするような状況が生じた場合については、その条例に基づいて規則で徴収するかたちになっている。

その根拠となるのが、土地については近傍類地の土地に対する地方税法の固定資産税の課税台帳登録価格、これが基準になっている。固定資産税の登録価格というのは、いわゆる市況価格と比べて安くなっているのので、その価格に対して1平方メートル当たりの単価に1000分の3をかけたものが使用料として、これは市のルールとして徴収する。あくまでもこの条例にのっとって鎌倉市としては目的外使用条例の規程に沿って、使用料を徴収するわけである。その市況との差については、今後そういう部分を含めて目的外使用条例を見直す段階で、今、林委員がおっしゃったような意見を加味しながら、今後見直しを行っていくというように考えている。

#### **林委員**

歳入について予算では1,416万円ほど入金があるということになっているが、この歳入について、使い道等は何か特別な紐付きなのかどうかというのを伺いたい。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

先ほどの説明の中で少し触れさせていただいたが、これは教育委員会の新たなアイデアとして歳入財源を確保した訳であるから、この財源については特定財源として、学校教育に関するものに使えるということである。一般財源だが、教育委員会以外の目的というよりは、教育委員会、学校教育に特化したものとして使用できる財源となっている。

#### **仲村委員長**

そのようにするつもりか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

もちろん、そのように考えている。

#### **林委員**

ありがとうございます。できればこれだけ歳入が増えているので、来年の教育関係の予算、歳入・歳出について、この部分が何らかのかたちで増えているということを期待している。もう一点だが、例えば車以外の交通手段、例えば自転車とかバイク等も含めて、そういったものについては、何か考えているのか。もしくは自転車・バイクについての通勤を認めていないのかどうか。そういった基準を教えてください。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

今現在、教育委員会としての考え方では、他の交通手段、バイク・自転車については当面とる考えは持っていない。他市もそのような状況が多ければ、また、今後の推移を見ながら、他の交通手段について徴収の必要があれば、その徴収も含めて検討していきたいと考えている。

## 林委員

通勤自体は認めている。自転車・バイクについては認めているという理解でよろしいか。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

そのとおりである。

## 藤原委員

緊急事態の発生の場合に今まではどのような車を使っていたのか。今回、この職員に対する駐車場を開放するというので、例えば緊急事態にも対応するようになっていくのか。

## 教育総務部次長

一つには子どもの怪我等があるが、子どもの怪我の場合には救急車を使う。どうしてもほかの用で救急車が使えない場合にはタクシーを使うというようなことで対応している。そのほかに中学校の場合だと、校外に行って子どもたちがいろいろと地域で何かをしているため、「先生、来てくださいよ」というような時もあるので、そういう場合には今も先生方の車で職員が同乗して駆けつけることもあるが、主に子どもの怪我等に関する部分については救急車、あるいはタクシーを使うということで対応している。

## 仲村委員長

有料化になって予測では減るか。

## 学務課課長代理

過去3回調査があり、平成13年が小・中学校合わせ、大体68.7%の学校職員が四輪を使っていた。平成17年に46.7%、平成21年になり39%ということで、徐々に減ってきている。

## 仲村委員長

それは今度有料化になった場合に、更に減る予測か。横ばいという感じか。

## 学務課課長代理

平成21年の39%という数字が、一応10月から実施する場合の予定数ということで調査しているので、一応39%の予定を見込んでいる。

## 仲村委員長

分かりました。

(「平成20年度児童生徒指導上の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査における本市におけるいじめ、不登校の状況」について)

## 林委員

12ページのいじめの現在の状況のところ、小学校・中学校のいじめの解消率とあるが、これは何をもちいていじめが解消されたというようになっているのかお聞きしてよいか。

## 教育指導課長

いじめの解消率については、いじめが現在では認知というかたちでいじめられているというように子どもが感じたときに、いじめとして認知をすることになっている。そういうかたちで、本人、あるいは保護者の場合もあるし、周りの友達からあの子がいじめられているというようなものも認知に入る。そのような訴えがあったときに、担任の教員を中心に指導に入る。指導の過程の中で、その子どもがいじめは解消された、友達関係が回復した、また普段どおり生活ができるというようなものをもって、いじめの解消というかたちで取り扱っている。

## 藤原委員

いじめの発生のきっかけというところで、学級担任が発見するという数字と当該児童生徒の保護者からの訴えというところが、大変多くなっていると思う。このことによって、やはり学校におけるいじめの問題に対する日常の取組で、「学校におけるいじめの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めた。」という学校が4校あるが、こういう取組がとても大事になってくるかと思う。学校での取組は保護者向けではなく、当然児童生徒向けに行われているが、やはり保護者にもきちんといじめの扱い方、対応の仕方を事前に知らせておくことが、未然にいじめを防ぐ結果につながるのではないのかという気がした。

## 仲村委員長

認知件数と未認知のいじめというのがあると思うが、未認知件数が結構多いのではないかという推測である。是非、生徒にアンケートを実施して、どういうのが本人はいじめと受け取るかというのを分析してほしい。今、そういうマニュアルはないのか。ないのだったら具体的にマニュアルを作って、生徒のみではなく保護者にもそれを配布して、こういうのがいじめになるのだということを周知徹底し、繰り返し学活とか生徒に周知させる、あるいは生徒にディスカッションをさせて、自分たちで考えてもらうという取組をしていただければと思う。減っているという話だが、さらに減らす努力をしていただければと思う。

それから不登校、本市の場合、全国平均からあるいは神奈川県の中でも比較的高く、しかもあまり減ってないと。もう一つは、これに載っていない、結構早期に取り組んで良くなっているという生徒がかなりの割合でいるということは理解できるが、依然として数値上減っていない。これは大きな問題で、鎌倉市の場合システムとしては充実しているが、実態はなかなか変わっていないということが大きな問題だろうと。更に真剣に知恵を出し合う必要があると思うのだが。

質問だが、小・中合わせて140人くらいいると。そして「ひだまり」が一つのシステムの大事な一翼を担っているのだが、実際は1割ちょっとしかあそこに来ている人はいない。これはどのように考えればいいのかということを知りたいのだが。

## 教育指導課長

認知ということで委員長の言われるように、いじめを受けたと感じたものを認知としている。その子たちの相談体制をいかにとるかということで、学校としては日常的には相談ポストというのがある。当然、毎日のように担任の先生、部活動の先生、養護の先生に相談に行くようにというかたちで随分多くの相談しやすい体制がなされていると思う。また、委員長のおっしゃるように、アンケートはどの学校も年に1回から2回ぐらいは「いじめをされたことはありますか」あるいは「いじめを見たことがありますか」というようなアンケートを取って、それを基に教育相談というかたちで全児童生徒に対して担任の先生を中心に、いじめのことでだけではなくて、学習指導だとか個別相談の中でそういうような友達関係の相談をしている。そんな中で、できるだけ早く、もしいじめがあるならば、あるいは登校渋りがあるならば、早期発見、早期対応をとるように努めている。

それからマニュアル作りということに関しては、マニュアルと呼ばれるものはないのだが、いじめの定義というものが文科省から発表されており、それを折に触れて担任が学級指導の中で、「いじめというのはこういうものだよ」というようなことを道徳だとか、学活の授業の中でしばしば指導している。そしてまた、それを受けて先生から指導を受けるだけではなく、自主的に生徒会や児童会で「いじめ撲滅キャンペーン」あるいはキャッチフレーズを作って学校独自に取り組んでいるところもある。

不登校の「ひだまり」の件だが、仲村委員長の質問に関連して、議案集17ページの6の表の見方になるが、⑧の「①～⑦の機関等での相談・指導を受けていない人数」で140人の不登校児童生徒のうち73人が学校外での相談指導を受けていないということになる。したがって、140引く73ということで67人が学校外での相談指導を受けている人数になる。①から⑦については複数回答になっているので合計が72人になり、67人より多くなるのだが、そのうち15人が「ひだまり」に行っているということ。あるいは2番の「教育委員会及び教育センター等」ということで、72人のうち、何らかのかたちで教育委員会とかかわりがあり、だぶっている部分もあるが、46件あるということで、だいぶ高い割合になっているのかと思う。

## 仲村委員長

「①～⑦の機関等での相談・指導を受けていない人数」が73人、要するにどこにもつながっていないということか。

## 教育指導課長

つながっていないケースも何件かあると思うが、逆に言うと半分以上が養護教諭やスクールカウンセラー相談員、担任の先生も含めて学校内で解決まではいかなくても相談指導を進めているというようなかたちでとらえている。

## 仲村委員長

⑫だが、上記①～⑦、あるいは⑨～⑩による相談、指導を受けていない人数は57人。要するに、この人が全くどこにもつながっていないと理解するか。

## 教育指導課長

最後の57人というのは、そのとおり相談をしていないということだが、情報によるとここに入っている児童生徒については、ほとんどの子が30日ちょっと超えるくらいということで、比較的軽い子、まだこれから相談をしていくというような、もし、もう少し多くなるようであれば相談していくという状況の子であるというように聞いている。

## 林委員

仲村委員長の質問を聞いていて感じたのだが、議案集10ページの4番「いじめの発見のきっかけ」だが、「学校教職員等が発見」の項目の内訳の中に「アンケート調査など学校の取組により発見」というのがゼロになっている。多分設問が悪いのか、アンケートのタイミングが悪いのかどちらかでここでゼロになってしまっているのではないかと予測するのだが、考えを聞かせてもらえないか。

## 教育指導課長

自分の経験の中での推測なのだが、もし、アンケートの中にいじめられているというような表現があった場合に当然、学級担任がその子を個別に呼んで、カウンセリング・相談をする。そうすると学級担任が発見というところでカウントしているのではないかと予想される。アンケートの中からだけで、そのままいじめの指導という聞き取りが終わるはずもないからと予想されるが、そのことについては詳しく調べてみないと分からない部分がある。

## 林委員

こうしたかたちで推定を出すのであれば、実数を把握する必要もあると思う。学校側、担任の判断でそういった形で数字の場所を変えてしまうのもいかなものかとも思うので、聞き方も含めてもっと工夫が必要ではないかと感じた。

## 教育指導課長

分かりました。ただ、この設問事体が文科省の調査であるため、調査をするときに何らかのかたちで注を付けるなど、今言われたことが反映できるように努力したいと思う。

## 仲村委員長

ゼロなんてことはありえないと思う。アンケート調査は匿名でやっていると思うが。いろいろなアンケートによる工夫はするとは思う。折に触れて口でいろいろ啓蒙しているというのは、もちろん大事なことなのだが、小冊子を皆に配って家庭にも持ち帰り、周知徹底させてしつこくやらないと。細かい工夫の積み重ねが大きな力を持つていくのだと思う。不登校・いじめの問題、これは鎌倉市の教育の重要な問題点だと真剣に取り組んでいるのだが、一層真剣に取り組んでいく必要があると認識している。

## 藤原委員

不登校のきっかけとなった状況のところに、家庭での生活の急激な変化だとか、親子関係を巡る問題、家庭内の不和ということ、これだけでも35人になる。学校でのいじめ、友人

関係を巡る問題だと、比較的先生も取り組み易いと思われるが、家庭での問題をどういうように取り組んでいるのか。そして、その後の不登校状態を継続している理由のところを見ると、例えば無気力になるお子さんがすごく多く、不安など情緒的混乱というようになっているが、こういうのを見ると母親として本当に胸が痛くなる思いだ。この中には学校が踏み込めない家庭の事情もあると思うが、学校が踏み込めない家庭の事情を持つお子さんの不登校に対してどのような手段をとっているのか聞かせていただきたい。

### 教育指導課長

家庭内の問題が原因で不登校のきっかけになるという件だが、それを未然に防ぐために保護者会、あるいはPTA等での学習会だとか、そういった家庭教育力を高めるための研修、あるいは地域懇談会で保護者同士の意見交流、連携というのを高めていくというような取組は日常的に行われている。万が一、そのような家庭のことが原因で不登校になっているというようなケースは無断で3日以上休む、あるいはもっと長く休む、電話をしても家庭と連絡が取れないというような状況が多々あるので、そういった場合には担任を中心に生徒指導等々、一緒に家庭訪問を行うというのは常々行っている。また、それが更に悪いような状況だと、近所にいる主任児童委員だとか民生委員、そういった方との連携を考えていかなければいけない。あるいはその保護者の親戚の方、お爺ちゃんとかお婆ちゃんとか、もし近所に住まわれているようなら協力を依頼するというかたちで、さまざまな手立てはしている。また、親のケアとして保護者のケアも非常に大切で、スクールカウンセラーの方に家庭訪問等をして、あるいはスクールカウンセラーのところに保護者の方に訪問していただくかたちで手立てをとって親のケアに努めているところである。

### 仲村委員長

こういうのは、一人ずつ違う訳だから、一人ずつの処方箋を書かないことには抽象論ではなかなか解決しない問題だ。一生懸命やっつけらっしゃる、本当に重々分かっているのだが、我々も鋭意努力している最中なので、また報告できると思う。

### 熊代教育長

今のいじめ、不登校の問題というのは本当に深刻な問題で、特に不登校については神奈川県が47都道府県の中でトップである。いじめについても不登校についても非常に多い。そういう中で先日、全県の教育長会議があり、この不登校の問題を協議事項にしていろいろな意見を出し合った。それぞれ市町村、同じような取組をしている中で、多少は減ってきているのだが、今、県全体で何とかしようという状況の中にある。

いじめの問題も同様で、これについても全県的に取組を進めているところである。委員長のほうからいじめのアンケートを取って、マニュアルも作らないといけないだろうと、それも全員に配る、これも一つの方法かと思う。教員の不祥事があって、それについてのマニュアルは作ったのだが、子どものいじめについては作っていないので、これはアンケートを取って、その中から早急に対応していきたいというように思う。数年前に教員の不祥事があった際に、25校全校に相談ポストというのを設置した。今、校長会のたびに聞いているのだが、ほとんど入らない。今、自分がどういうことをされているか、あるいはいじめられてい

るか、ほとんど入っていないというのが状況だ。なぜ入らないのか、入らない方がいいのだが、実際にいじめがある訳だから、なぜそういうところに入れることができないのか、見られると困るとかいろいろあると思う。ポストはポストとして一定の効果があると思っているから、それは引き続き各学校に徹底してもらうのと同時に、今言ったアンケート調査を実施した上でマニュアルを作るという方向で考えていきたいと思っている。

### 仲村委員長

アンケートの質問項目に関しては、どういう質問項目にするかということについては、事前に見せていただいたり、検討させていただきたい。これはとても定例会の議論だけでできる問題ではないので、引き続き我々の勉強会はやっているの、鋭意進めていきたいと思っている。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(5) 行事予定 (平成21年8月10日～平成21年9月9日)

(議案集記載のとおり報告)

行事予定報告に対する質問・意見

### 藤原委員

生涯学習の計画というのは、鎌倉市生涯学習推進委員会が計画を立てているということで、毎月多種多様な計画をきちっと立ててくださり、本当にありがたいと思う。

ここで一つ伺いたいのだが、例えば、子どもたちを中心に、義務教育課程、児童生徒、それから幼稚園生を対象とした取組の中で、企業の人材と場の活用の依頼というようなことがあるのか、また250名ぐらいの生涯学習指導者が登録されているというように聞いているが、高校生とか中学生のボランティアを使って、例えば夏休みの教育に当たるというようなこと、これは教えることが学ぶことにつながるという側面もあるので、こういう子どもたちにもう少し登場してもらい、小さい子どもたちに教えていただくとかいいのではないかと思う。これは先ほどの教育プランの取組の中に、開かれた学校づくりというところで、夏休みに地域の小学生に中学生の美術部が絵画の指導をしたという取組が載っている。本当に賛成で、コミュニケーション能力も高まるし、中学生にとっては中学生としての自覚と双方に効果があると思う。これを夏休み・冬休み・春休みを利用して、こういうお子さんたちにも登場していただくというのはどうか。それから先ほど申したように鎌倉検定に合格した方たちにやはり指導者にまわっていただく、そういうことも考えられるのではないかと思ったが、いかがか。

### 生涯学習課課長代理兼鎌倉生涯学習センター長

この生涯学習センターで主催している事業は、市民ボランティア団体である生涯学習推進委員会の方で対象者も幅広く、生涯学習ということで、子どもさんから高齢者まで対応して

いる。特に子どもさんに関しては、青少年セミナーということで、実績で言うと平成20年度には、16講座、1,945名の方に参加いただき、そういうかたちでの講座は実施している。ただ、特に高校生が指導者としてということだが、私どもの方でいわゆる人材バンクということで、指導者の登録制度がある。特にどういふ方と決めてはいないが、基本的には、高校生だとか、そういう方が登録されているという状態ではないので、そのへんがなかなか登録していただくのにちょっと難しいかなという気がする。

#### **藤原委員**

ボランティア活動の一環として、中学校・小学校でボランティア活動も違和感なく取り入れられてきている現状なので、学業に支障を来さない程度、例えば、休み期間中にそういう取組をプラスしていくという方法もあるのではないのかと思う。もう一つ、企業の人材を活用する場としてというのは、一連の行事予定表を見ると、今、理科離れ、科学離れというのが進んできているが、例えば科学の実験ができるとか、もちろん場所のこと、実験器具のことがあるので、なかなかそれが採り入れられていないという側面もあると思う。そういうことを、例えば企業が率先して、企業の場所を使って子どもたちに見せてくれるとか、そういう発掘というのも今はいかがか。

#### **生涯学習課課長代理兼鎌倉生涯学習センター長**

具体的には学習センターを使っており、あとは御成小学校の多目的ルームだとか、そういうところでいろいろ、講座・講演会を実施している。企業については、一部の方が人材バンクに登録されているので、もう少し視野を広げるかたちで、生涯学習ということに対してご理解をいただき、今後検討していきたいと考えている。

#### **藤原委員**

例えば理科の実験をしたりという、現実問題として企業の何かを使わせていただいて子どもに学習させていくという意味で、両方の目的で申し上げたのだが、もう一つ夏休み・春休みに学校の理科室を使って子どもたちを集めて取り組むというのを、以前にこの教育委員会の場で申し上げたと思うが、そういう機会というのはいかがか。

#### **生涯学習課課長代理兼鎌倉生涯学習センター長**

生涯学習推進委員会との連携を図ってやっているなので、推進委員会の方に少しでも投げかけをして、今後考えていきたい。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

<日程第2 議案第22号>

教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

## 仲村委員長

日程第2 議案第22号「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を上程する。議案の説明をお願いします。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

平成21年6月1日、実施方針を定め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会事務の管理及び執行状況についての点検及び評価を実施することについては、本年6月24日開催の当教育委員会6月定例会において報告をさせていただいたところである。この実施方針に基づき、点検及び評価を実施し、この度平成21年度教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価としてその結果がまとまったことから、内容を説明するものである。

「平成21年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」を御覧ください。まず実施方針の主な内容についてであるが、2ページに記載のとおり点検及び評価の対象は鎌倉市において毎年実施している事務事業評価を対象とするものである。また地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条第2項に「教育委員会が点検及び評価を行うに当たっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」という規定に基づき、外部委員を3名置き、意見を聴取するというものである。具体的には教育委員会における事務事業が教育総務部と生涯学習部等を合わせて51事業であることからそれらを基に教育委員会として平成20年度の主要な事業及び重点的に取り組んだ事業の15事業、16項目を抽出し、それらに関して教育的視点を取り入れた点検・評価を実施することとした。また外部委員には報告書の3ページに記載のとおり、教育分野を専門とする大学教授、元教育委員及び保護者の立場からPTA関係者の3名をお願いをし、意見をお聞きすることとした。外部委員の方々による点検評価会議が本年の7月8日及び8月13日の2回開催し、意見をいただいたところである。

次に報告書の内容について説明する。1ページ「はじめに」は、経過や考え方等を記載してある。次に2ページから3ページは、実施方針及び事務の流れとなっている。4ページから5ページは、教育委員会事務事業の51事業の一覧表となっている。6ページは教育委員会の平成20年度の主要な事業及び重点的に取り組んだ事業として、点検・評価の対象とした15事業、16項目を掲載している。8ページ以降は、16項目の項目ごとに現状、平成20年度に行った事業の概要、事業の成果を記載し、今後の課題として教育委員会の内部評価を記載するとともに、これらの項目に対して外部委員の方々からいただいた意見及び意見に対する教育委員会としての考え方及び今後の対応策を記載した。外部委員の方々からの意見、質問に対する教育委員会としての考え方、あるいは対応策については、委員からの意見の後ろに矢印をして記載してある。9ページには、前年度の内部評価や外部評価が具体的にどのようにその事業に反映されたかを合わせて記載している。当委員会です承をいただき、議会へ報告書を提出するとともに、その後速やかにホームページへの掲載や報告書を市の施設に置くなどして、市民の方々へ公表していくとともに、市議会9月定例会の文教常任委員会において報告をしていきたいというように考えている。

(質問・意見)

## 林委員

資料の4ページだが、ここに「改善の必要性あり」と書いてあるものについてどのようなかたちで改善するのかが、これだけだと読み取れない。かなりの項目数「改善の必要性あり」となっているのだが、これはどのように理解すればよろしいのか。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

4ページ、5ページに記載してあるのは、その上に書いてあるとおり、鎌倉市の事務事業全部を抽出している。その事務事業の抽出の中で、一時評価を課長が行い、二次評価は部長が行う、このような事務事業の評価の仕組みになっている。これは今回の教育委員会の点検・評価とは別のシステムで、事務事業の内部評価・外部評価のシステムでできている。その評価結果を踏まえて、もし改善の方向性があるのであれば、その分について今後取り組んでいくということで、そのような記載事項になっている。個別の事業に対して具体的な「どういう部分が改善する必要があるのか」というのは、資料を持ち合わせてない。事務事業の内部評価・外部評価という別のシステムの中で、この点検・評価等とは別に改善を行っていく、そういうような仕組みになっている。

## 林委員

まず8ページだが、上から2つ目の枠の中の「平成20年度に行った事業の概要」とあるが、その一番下のところ、「小中一貫校やトイレ清掃等に関して、勉強会を4回開催した」と実績が出ているが、ここに出ていないような実績等についても、我々は活動している。多分履歴が残せない理由はあると思うのだが、予算等も含めて教育委員会に申請してない関係もあり、交通費・参加等についても全部自腹でやっている。結果、教育委員会にその実績履歴等が残らないような仕組みになってしまっている。こういうのも仕組みの問題だと思うので、今度ぜひ検討いただきたいと思う。

一方この教育委員の中でもよく話が出るのだが、交通費等も含めての諸費用に関しての負担についての取り決め等は、今のところ明確になっていないので、このへんも是非検討いただきたいと考えている。

## 教育総務部次長兼教育総務課長

平成20年度に行った事業の概要とは主な事業として書いてある。今おっしゃったように、教育委員会の委員さんとしていろいろご苦労いただいている部分もあるので、そういうのを今後の事業の概要の中で反映できるかということを含めて私どものほうで検討して行きたいというように思う。後段の活動費、教育委員会の委員の方々のさまざまな活動に伴う事業の経費については、我々としても早急に整備しなくてはいけないと考えている。他市の状況等も参考にして、システムとしてきちんとしたものを作っていくように考えている。

## 藤原委員

この評価が市民に公開されるということで、私どももこの評価を読み、まずその評価基準を明確に開示していただきたい。そして例えば活動したことを評価の材料とするならば、今の評価のままでは実態を捉えていない部分があると思う。例えば、私たちが要請を受けて出

席したものの、定例教育委員会や卒業式、成人式、そういうものに関しては、きちっと統計がなされていると思うが、委員の資格で私たちが独自に行ったものについての正式な記録というのが残ってない。それは私たちが独自に行っていたために、逐一報告してないという反省もあるが、この部分がものすごく私たちにとっては大きい。私たちの職責もあるので、これから報告する用意もある。個々、教育委員が活動したのに対しては、報告したいと思うが、いかがか。そしてそれを報告して法的に書類として残していただきたい。どのような活動をしているかということを引きちと残していただきたいと思う。そして更に、もしその活動が適正ということになったら、その活動にかかる経費、最低の経費というのもぜひ検討したいと思はる。

#### **仲村委員長**

具体的に、ちょっと例を挙げてもらえるか。

#### **藤原委員**

名刺も自分たちでお金を払って作っている。教育委員の仕事というのは、現場を見ることが大事な要素であるし、もう一つは、市外の状況を調査していく、これも大事かと思う。そして他市がどのように取り組んでいくかを検証しながら、その良いところは鎌倉市でどのように使えるかということも、私たちは執行機関ではなく、提案したり、決定する機関であるので、そういう独自の調査をやらないことには私たち自身職責を果たしてないという気持ちもある。そういうことで例えば京都に行くのもそうであるし、姉妹都市として萩、足利、上田というように教育委員として行った訳であるから、その時の交通費だとか、全部、私たちでつけている。品川の一貫教育の発表だとか、細かく申し上げたが、教育現場を見て回るだけではなく、それ以外のところで私たちも相当動いている。全部とは申しませんが適当とされたものに関しては、経費として交通費を出していただくとか、そういうことも求められる責任の大きさから言うと、やはりそれなりの活動をしたいと思っている。それも全部自費でというのもいかなものなのかというように考えた。

#### **仲村委員長**

これに関連して、ありがたい提言があるが、9ページに教育委員の報酬額は低くなっている。これは20年度事業に反映されているのか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

経費の関係については、私個人的には教育委員会の委員の立場としてそういう職責で活動していただいている訳であるから、今までご厚意に甘えた部分もあると思う。藤原委員からも、林委員からも、委員長からもお話をいただいたような、そういう方向性で、是非とも検討していきたいと思う。ご承知のとおり私どもすべての財源を握っている訳ではなく、市の組織は、財政当局で財源は握っているので全部が全部、希望どおりかなうか分からないが、今ご意見をいただいた方向性で取り組んでまいりたい。

(議案第22号は、原案どおり可決された)

### <日程第3 議案第23号>

鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

#### 仲村委員長

日程第3 議案第23号「鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を上程する。議案の説明をお願いする。

#### 中央図書館長

訂正があるのだが、提案理由中の「図書館資料の貸出冊数の上限を増加する」、この「増加」を「変更」に訂正する。規則改正の趣旨だが、図書資料の貸出点数の上限を変更するため、必要な事項を規定するものである。規則改正の内容について、議案集25ページの新旧対応表を参照ください。表中の貸出点数6冊を10冊に改めている。図書資料の貸出点数については、特に調査研究の際の資料としての貸出しや、乳幼児児童のための絵本等の貸出しの際に貸出点数の上限の増加を望む声が多く、また湘南6市においてもすでに藤沢、茅ヶ崎、小田原市では10冊となっており、効果を得ている状況であり、当図書館もサービス向上のため、上限を6冊から10冊へ改めることとした。施行期日についてだが、本年9月に行われる整理休館が例年とは異なり、図書館コンピューターシステムの更新作業を同時に行うため、市内の全図書館一斉に9月19日から10月2日の2週間の休館となることから、利用者の不便を軽減するために貸出しに影響の出る休館期間2週間前の前日である、平成21年9月5日とする。

(質問・意見)

#### 藤原委員

この予約冊数というのが20冊になっていて、そしてパソコンで検索して何かの本を予約したいと思うと、旬の本であれば100番とか200番というのは普通である。この20冊を予約できるというのは、予約数を増やして順番待ちを増やすものではないかと思う。それで20冊は少し多いのではないかと思うのだが、この20冊を少し減らした分、この6冊を増やすという案はいかがか。

#### 中央図書館長

鎌倉市として、図書館のシステムの中での利用率が向上しているという現状の中で、自宅から直接インターネットを利用して予約するのはもちろん必要な手段と考える。鎌倉の場合は思い切って、本来自宅でのこういった予約に関してはある程度拡大し、実際に提供できる部分についての連絡等も小まめにすることは、システム上可能である。この点については利用者がその都度確認して、先につながられるという点で間口を広げているということや使い勝手の良さというのは好評を得ているために、この部分については、鎌倉の図書館としての利点だというように考えている部分である。

### 藤原委員

現実にそれを使っている、その実績の調査はしたことがあるか。例えば6冊の枠があっても、現実には3冊、平均すると3冊しか使っていないということもあるかもしれない。そのへんの調査はしているのか。

### 中央図書館長

日常の中で、そういったデータ取り等はできる範囲であるので、資料の分析ということでの内容を把握するということはできると考えている。委員さんがおっしゃられたように、実際に予約しても早く手に届いたり、またそれで必要がなくなったりとか、予約の中でも随時変更等もあるので、6冊を有効に活用して、またその予約をする中で次を算段するというようなことでの内容は確かにある。各利用者の方々にそれぞれアンケートを取るというようなことでは行っていないが、実際に利用等についての状況がどうかということは内部データの中からある程度判断もつくというように考えているので、その部分については検討材料の一つとして採り上げていきたいと考える。

### 仲村委員長

今の図書館は、スペース的に余裕はあるのか。それとも、もうこれ以上蔵書が増えられては困るという状況なのか。

### 中央図書館長

スペース的部分についての図書館員としての考え方は、利用者の方へのサービスとしては、ある程度の広々としたスペースや閲覧室が広いとか、状況として望ましい施設運営というのはあると思うが、今の状況をどのように有効的に活用していただけるかを考えるのが、今のやるべきことだと考えている。今後、図書館を建て直す等々のことがあった場合には、また、その部分を十分検討して利用者にとっての施設を考えていきたい。

### 仲村委員長

書庫は、まだ余裕があるのか、ないのか。

### 中央図書館長

図書館の地下書庫等は、中央図書館と深沢図書館にある。そういう意味では中央図書館の場合は古くからの歴史のある書物等も地下に、またレコード等表面には出していない物も地下に置くということもある。また深沢の図書館は、団体への貸出の奥の方に保存しているスペース的な部分の地下書庫もあるということで、空いているとは言えない状態だが、そこも整理等して有効な活用につなげるということも行っている。

### 藤原委員

もう一つ伺いたいのだが、鎌倉女子大や他市と相互利用を図っているが、その利用率は、どの位分かるか。

### **中央図書館長**

鎌倉女子大、それから神奈川県の特徴ではあるが、県下でK L—N E T（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）等での連携が取れる。利用率だが、鎌倉市はもっぱら利用に供する方が非常に多く、また貸出等も同じようにやっているのだが、鎌倉の利用される率の方が若干上回っていると思うほどの活用状況である。

（議案第23号は、原案どおり可決された）

### **仲村委員長**

以上で本日の日程は全て終了した。8月定例会を閉会する。